

作成年月日	平成30年7月23日
作成部局名	企画県民部防災企画局

平成30年7月豪雨災害及び大阪北部地震 を踏まえた緊急対策の実施について

兵庫県

平成30年7月豪雨災害及び大阪北部地震 を踏まえた緊急対策の実施について

7月に入り梅雨前線の影響によって西日本を中心に降り続いた豪雨は、数十年に一度の大雨で出される大雨特別警報が、本県を含む11府県において発表され、死者が200名を超えるなど、広範囲に甚大な被害（以下、「7月豪雨災害」という。）をもたらした。

本県においても、人的被害をはじめ、広範囲に及ぶ市街地の浸水、河川、道路、農業用施設等の損壊や農産物被害など、各地に甚大な被害が発生し、7月5日には宍粟市に被災者再建支援法が、また、県内の15市町に災害救助法が適用された。

災害発生以来、ボランティアや自衛隊等の協力をいただきながら、被災市町とともに、応急・復旧対策に全力をあげており、引き続き、被災地の復旧と住民生活の一日も早い再建に向け、総合的な観点から被災者支援に取り組む必要がある。

また、6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震では、大阪府高槻市において、倒壊したブロック塀の下敷きとなった小学生が犠牲となる痛ましい事故が起こり、老朽化したブロック塀の危険性が顕在化したことから、その安全対策に早急に取り組む必要がある。

このため、豪雨災害に対する緊急対策として、被災者生活支援を始め、中小企業や農林業の再生支援、施設等の復旧復興対策等を実施するとともに、県有施設のブロック塀撤去や民間施設への支援など、ブロック塀の安全対策を実施することとした。

- ※ 今回の緊急対策は、現時点での取り組み方向を示したものであり、今後、所要額等を精査し、補正予算編成等必要な措置を講じる予定である。
- ※ 実施箇所等は、7月23日現在のものであり、今後変更される可能性がある。

I 平成30年7月豪雨災害対策

1 被災者支援対策

(1) 見舞金

① 災害弔慰金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、被災者への支援

- 対象者 7月豪雨災害が原因で死亡した住民の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹）
- 支給額 生計維持者 500万円
その他の者 250万円
- 負担割合 国 1/2 県 1/4 市町 1/4

② 災害援護金の支給

災害援護金等の支給に関する規則に基づく、被災者への支援

- 対象者 7月豪雨災害により、全壊、半壊、一部損壊、床上浸水の被害を受けた世帯主及び重傷被災者

- 支給額

区分	金額
全壊世帯	20万円
半壊世帯	10万円
一部損壊世帯 (損害割合10%以上)	5万円
床上浸水世帯	5万円
重傷被災者	3万円

(2) 災害救助

① 災害救助の実施

災害救助法に基づく、被災市町への支援

- 対象市町 宍粟市等 15市町 (災害救助法適用市町)
- 対象経費 ・住宅の応急修理
・避難所の設置、食品の供与
・障害物の除去 等
- 負担割合 国 1/2 県 1/2

(3) 生活支援

① 被災者生活復興資金の貸付・金利負担の軽減

- 貸付対象者 ・7月豪雨災害に伴い住家被害を受け、全壊、半壊、一部損壊(損害割合10%以上)、床上浸水の被害を受けた者又は自家用自動車に被害を受けた者(り災証明書等で確認)
・世帯主又は主たる生計維持者。ただし、前年総所得金額が730万円以下 等
- 資金使途 ・被災家屋(居住の用に供する建物)の補修
・家具、家庭用電気製品等生活必需品の修理、買換え
・自家用自動車の修理、買換え
- 貸付限度額 300万円
- 貸付利率 無利子
・県と市町が共同(負担割合:県2/3、市町1/3)で、貸付利率と同率を利子負担
- 貸付期間 5年以内(うち据置6か月以内)
- 保証人 原則不要

② 県税の軽減措置等

被災者の生活復興に向け、県税について軽減措置を拡充

税目等	支援内容																
自動車税（減失）	○減失解体した月分から減額（原則は翌月からとなっていることの特例）																
自動車取得税 （代替）	○代替自動車の自動車取得税額を全額減免 （取得期限：平成31年3月末）																
不動産取得税	<p>ア 取得した不動産がその取得の直後（納期限まで）に被災した場合の不動産取得税減免</p> <p>○減免額 被災家屋の価格×減免割合×税率</p> <p>○減免割合（家屋の場合）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害の程度</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>40%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※災害により半壊以上の被害のあった家屋を取り壊した場合の減免割合は100%</p> <p>イ 代替不動産を取得（3年以内）した場合の不動産取得税減免</p> <p>○減免額 次のいずれか大きい額</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災家屋の価格×減免割合×税率 被災家屋の床面積×代替家屋1㎡価格×減免割合×税率 <p>○減免割合（家屋の場合）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害の程度</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>40%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※災害により半壊以上の被害のあった家屋を取り壊して代替不動産を取得した場合の減免割合は100%</p> <p>〔 70歳以上の被災者が居住する住宅を同一市町内で建て替えた場合は、全額減免 〕</p>	災害の程度	減免割合	全壊	100%	大規模半壊	60%	半壊	40%	災害の程度	減免割合	全壊	100%	大規模半壊	60%	半壊	40%
災害の程度	減免割合																
全壊	100%																
大規模半壊	60%																
半壊	40%																
災害の程度	減免割合																
全壊	100%																
大規模半壊	60%																
半壊	40%																

③ 使用料・手数料の減免

被災者の生活復興に向け、必要となる使用料・手数料について減免を実施

- 減免対象
 - ・ 県立高校、県立大学等授業料
 - ・ 各種免許証の再発行手数料 等
- 対象者及び減免割合

区分	県立高校等授業料		県立大学等授業料		その他	
	全壊・大規模半壊の被害を受けた者	半壊・床上浸水・一部損壊（※1）の被害を受けた者	全壊・大規模半壊の被害を受けた者	半壊・床上浸水・一部損壊（※1）の被害を受けた者	全壊・大規模半壊の被害を受けた者	半壊・床上浸水・一部損壊（※1）の被害を受けた者
減免対象	被災をした月から平成31年3月分		後期分		被災をした日から平成31年3月末日までの申請	
減免割合	全額	1/2	全額	1/2	全額	

※1 一部損壊（損害割合10%以上20%未満）又は床上浸水（損害割合10%以上20%未満）

※2 減免対象分について、既に使用料・手数料を徴収して手続きを行った者については、還付対応

④ 私立学校生徒に係る授業料の軽減

私立学校生徒授業料軽減臨時特別補助の適用に当たり、被災生徒については、次の補助単価を適用

- 補助単価 ・ 全壊、大規模半壊世帯 : 150千円
- ・ 半壊、損害割合10%以上20%未満の一部損壊
又は床上浸水世帯 : 75千円

(参考：県立高校授業料の減免)

- 対象者及び減免割合 ・ 全壊、大規模半壊世帯 : 全額減免
- ・ 半壊、損害割合10%以上20%未満の一部損壊
又は床上浸水世帯 : 1/2減免
- 減免対象 被災をした月から平成31年3月分まで

⑤生活福祉資金（緊急小口資金）の特例

被災者の生活費を支援するため貸付対象を拡充

○特例措置の内容

項目	通常資金	今回の特例措置
貸付対象	当座の生活費を必要とする低所得者	当座の生活費を必要とする被災世帯
対象地域	全県	災害救助法適用地域
貸付限度額	10万円上限	20万円上限
据置期間	2ヶ月以内	1年以内
償還期限	1年以内	2年以内
実施主体	県社会福祉協議会	同左

(4) 感染症対策

① 感染症対策の実施

感染症法に基づき、市町が感染症発生の予防対策（消毒等）を実施

- 負担割合 国2/3 県1/3

(5) 住宅支援

① 被災者生活再建支援金の支給（県単独）

被災者生活再建支援法（国制度）の支給対象とならない世帯に対し支援金を支給

- 実施主体 市町
- 対象災害 7月豪雨災害
- 支給対象 被災者生活再建支援法（国制度）の支給対象とならない全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水の被害を受けた世帯で、住宅の建設・補修等を行う者

○ 支給額（定額）

区 分	金額
全壊	150万円
大規模半壊	75万円
半壊	25万円
一部損壊(損害割合10%以上20%未満) 床上浸水(損害割合10%以上20%未満)	15万円

○ 負担割合 県2/3、市町1/3

(参考①) 被災者生活再建支援法（国制度）の適用（宍粟市）

7月豪雨災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯の生活再建を支援するため、全壊世帯及び大規模半壊世帯等に対し、被災者生活再建支援法に基づく支援金を支給（被災者生活再建支援法人（都道府県センター）から被災者へ直接支給）

- 対象災害 平成30年7月豪雨災害
- 支給対象 全壊、大規模半壊の被害を受けた世帯等
- 支給額（定額）

区 分		最大支給額
全 壊	再 建	300万円
	補 修	200万円
	賃 借	150万円
大規模半壊	再 建	250万円
	補 修	150万円
	賃 借	100万円

※基礎支援金と加算支援金の合計額
 ※単数世帯の支援金の額は、複数世帯の3/4の額

- 支給方法 住宅の被害程度(基礎支援金)及び再建方法(加算支援金)に応じて支給

(参考②) 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）

相互扶助の仕組みとして、県が条例に基づいて実施する「兵庫県住宅再建共済制度(愛称：フェニックス共済)」について、7月豪雨災害により被害を受けた住宅の再建、補修等に対して、共済給付金を支給（(公財)兵庫県住宅再建共済基金から被災者へ直接支給）

- 対 象 者 フェニックス共済加入者
- 支給対象及び共済給付金（定額）

(住宅再建共済)

区 分	全壊	大規模半壊	半壊	損害割合 10%以上 (※)
再 建	600万円			25万円
補 修	200万円	100万円	50万円	

※一部損壊特約加入者のみ (H26. 8. 1 制度開始)

(家財再建共済)

区 分	全壊	大規模半壊	半壊	床上浸水
購入・補修	50万円	35万円	25万円	15万円

② 老朽危険空き家除却支援事業（被災特例）

被災住宅のうち、倒壊等により周辺に危険が及ぶおそれのある空き家等の除却に対して補助率を引き上げて支援

区 分	被災特例	(参考) 通常制度
対 象 住 宅	次の条件を満たすこと ア 7月豪雨災害により一部損壊（損害割合10%以上）以上の被害を受けた住宅で、空き家となっていること イ 倒壊等により周辺に危険が及ぶ恐れがあり、市町が条例・要綱に基づき、指導、助言を行っている空き家 ウ 市町が国補助事業(空き家再生等推進事業 除却事業タイプ)を活用するもの 等	同 左 (アを除く)
補 助 形 態	県から市町への補助 (市町が所有者に対して実施する補助への支援)	同 左
補助対象限度額	200万円	同 左
負 担 割 合	国2/5、県1/5、市町1/5、所有者1/5	国2/6、県1/6、市町1/6、所有者1/3

③ 住宅災害復興融資利子補給事業

被災者が住宅の建設・購入・補修を行うための融資に対する利子補給を実施

- 対 象 融 資 住宅金融支援機構災害復興住宅融資、民間住宅融資
- 利子補給率 住宅金融支援機構災害復興住宅融資利率（融資実行時点[現行0.55%]）まで
- 対象融資限度額 建設・購入：2,150万円、補修：1,130万円

(参考：対象融資限度額の考え方)

区 分	住宅金融支援 機構災害復興 住宅融資	民間住宅融資	計
建設・購入	1,650万円	500万円	2,150万円
補 修	730万円	400万円	1,130万円

- 期 間 5年間
- 負 担 割 合 県2/3 市町1/3
- そ の 他 70歳以上の被災者への貸付について、金融機関に対し、90%の損失補償を実施

④ 県営住宅空き家の提供

一時的に住宅に困窮する県内外の被災者に、県営住宅空き家を提供

- 使用期間 原則6か月以内・延長で最長2年
- 使用料・敷金 全額免除
- 提供戸数 300戸
- 対象世帯 全壊・半壊・床上浸水・一部損壊(損害割合10%以上)の被災世帯

2 中小企業対策

(1) 県内中小企業者等に対する金融支援の実施

7月豪雨の影響により売上減少した県内中小企業者等に対し、経営円滑化貸付の要件拡充を実施

① 経営円滑化貸付（売上減少）の要件拡充

区分	今回拡充	通常の経営円滑化貸付
	経営円滑化貸付（売上減少）	（売上減少）
対象者	7月豪雨の影響を受け、最近1か月間の売上高等が前年同期と比べて5%以上減少している者	最近3か月間の売上高等が前年同期と比べて5%以上減少している者
資金使途	運転資金	(同左)
貸付利率	0.7%（観光・商業資金の優遇金利並）	0.8%
貸付限度額	1億円	(同左)
融資枠	既定の融資枠（840億円）で対応	840億円（経営円滑化貸付）
貸付期間	10年以内（うち据置2年以内）	(同左)
適用期間	平成30年9月末融資実行分まで	—

② 金融対策特別相談窓口の設置

7月豪雨に起因した経営悪化による金融対策特別窓口を設置するとともに、信用保証協会、金融機関に対し積極的な融資審査を要請

- 設置場所 産業労働部地域金融室、各県民局商工労政担当課
ひょうご産業活性化センター、兵庫県信用保証協会(県内7ヶ所)
※県内市町、商工会議所、商工会の相談窓口に対して県の中小企業対策を徹底
- 相談開始 7月23日(月)

3 農林業対策

(1) 農業再開等支援

① 融資の拡充及び無利子化

○ 対象資金の概要及び拡充内容

区 分	美しい村づくり資金	農業近代化資金
融 資 機 関	J A	J A 等
融 資 対 象 者	平成 30 年 7 月豪雨被災農業者（被災証明を取得）	平成 30 年 7 月豪雨被災認定農業者， 集落営農組織（被災証明を取得）
対 象 経 費	運転資金及び農業施設の復旧経費 (農業用施設・機械の取得・修繕、撤去費用)	農産物の生産、流通または加工に必要な施設等の復旧経費
貸 付 期 間	7 年以内（据置 2 年以内） [現行：5 年以内（据置 1 年以内）]	15 年以内（据置 7 年以内）
融 資 限 度 額	個人：10,000 千円 [現行：5,000 千円] 法人：20,000 千円 [現行：10,000 千円]	個人：18,000 千円 法人・集落営農組織： 200,000 千円
貸 付 利 率	当初 3 年間無利子化（利子補給）[現行：0.3%]	
負 担 割 合	県 2/3、市町 1/3 [現行：県 1/2、市町 1/2]	県 2/3、市町 1/3 [現行：県 10/10]

② 生産施設等の復旧及び高度化の支援

市町または、J A 等が行うパイプハウスなどの農業生産施設・畜産施設の復旧等を支援

区 分	生産施設等災害復旧支援事業	生産施設等高度化事業	
タ イ プ	補助タイプ (農業者が自己所有し復旧)	補助タイプ (農業者が自己所有し 復旧)	貸与タイプ (JA・市町等が行うリース 事業を活用し復旧)
実施主体	市町	市町	J A、市町等
対 象 者	平成30年7月豪雨被災農業者等（被災証明を取得）		
対象経費	現状復旧のための、生産施設・ 機械の取得費用、修繕費用及び 再建に伴う撤去費用	新たに低コスト耐候性ハウスを導入するなど、被災前の水準を超える生産施設・機械の取得費用及び再建に伴う撤去費用	
補 助 率	1/2（県1/3、市町1/6）		

※園芸施設共済等支払金額が補助対象経費の 1/2 を超える場合は、当該超過額を補助額から控除

③ 野菜災害補償補助金の交付

野菜の栽培期間内に自然災害による被害を受けた生産者の生産再開を促すため、J Aが生産者に支払う補償金に対し支援

- 事業主体 (一社)兵庫県青果物価格安定資金協会
- 交付対象者 風水害等により直接的被害を受けた野菜農家
- 対象野菜 国又は県の価格安定制度の対象となっている野菜(ねぎ、ピーマン、なす、キャベツ等23品目)
- 補償方法 当該J Aに対し協会が補助(1/2以内)
- 県補助額 15,000円/10aを限度

4 施設等の復旧復興対策

(1) 土木関係

① 施設の災害復旧

ア 補助事業(復旧分)

区分	主な実施箇所
河川	(一)加古川(西脇市)、(二)市川(姫路市)、(一)水谷川(宍粟市)、(二)矢田川(香美町)、(一)円山川(朝来市)、(一)加古川(丹波市) 等
道路	(一)西脇口吉川神戸線(三木市)、(国)179号(たつの市)、(主)福良江井岩屋線(淡路市)、(一)道谷三方線(宍粟市) 等
砂防	分尾川(豊岡市)、若杉川(養父市)、渡辺地区(姫路市) 等
港湾	東播磨港(高砂市)、岩屋港(淡路市)
公園	一庫公園(川西市)、三木総合防災公園(三木市) 等

イ 県単独災害復旧事業

被災地域における公共土木施設の応急復旧等を実施

区分	主な実施箇所
河川	(一)美嚢川(神戸市)、(一)菅野川(宍粟市) 等
道路	(主)川西篠山線(川西市)、(国)372号(加東市)、(主)洲本灘賀集線(南あわじ市)等
港湾	由良港(洲本市)、東播磨港海岸(高砂市)、相生港海岸(相生市) 等
砂防	西谷川(朝来市)、二ノ谷(3)地区(神戸市) 等
公園	赤穂海浜公園(赤穂市) 等

ウ 河川土砂等除去対策事業(単独事業)

豪雨に伴う出水により河川に堆積した土砂の撤去を実施

- 主な実施箇所 (二)小田原川(神河町)、(二)千種川(上郡町)

エ 砂防えん堤堆積土砂等撤去事業（単独事業）

砂防えん堤に堆積した土砂・流木を撤去

○実施箇所 宍粟市 等

② 宍粟市への土木施設復旧支援

宍粟市に対して、まちづくり技術センター職員等で編成する支援隊を派遣し、河川を中心とした公共土木施設の被災状況調査等を支援するとともに、復旧工事等に向けた支援を実施

(2) 農林水産関係

① 補助事業

区分	主な実施箇所
農地・農業用施設	農地畦畔崩壊（洲本市五色町鮎原）、ため池堤体一部破損（神戸市北区八多町屏風）、農道法面崩壊（篠山市小多田）、井堰破損（福崎町新町） 等
治山	山腹崩壊（宍粟市一宮町公文、養父市八鹿町朝倉） 等
林道	路肩崩壊（市営林道城山線（朝来市）） 等

② 県単独事業

区分	主な実施箇所
治山	山腹崩壊（三木市志染町三津田、宍粟市一宮町福知、淡路市上河合、猪名川町木津）、土砂流出（篠山市知足） 等

(3) その他の施設

① 県有施設災害復旧事業

○ 一般会計

区分	主な実施施設等
県立施設	森林動物研究センター[丹波市]（土砂流出） 等
県立学校	神戸鈴蘭台高校[神戸市]（体育館北西部法面崩壊）、猪名川高校[猪名川町]（地面陥没によるテニスコートフェンス倒壊） 等
警察施設	有馬警察署[神戸市]（防水シート剥離・損傷）、東灘署鴨子ヶ原交番[神戸市]（屋根瓦一部破損） 等
社会教育施設	南但馬自然学校[朝来市]（土砂流出） 等

○ 勤労者総合福祉施設整備事業特別会計

区分	主な実施施設
県立施設	但馬ドーム[豊岡市]（エントランスホール雨漏り）、国見の森公園[宍粟市]（ミニモノレールの故障等） 等

○ 県営住宅事業特別会計

区 分	主な実施団地
県 営 住 宅	押部谷鉄筋住宅[神戸市]（土砂流入）、 明石大久保南鉄筋住宅[明石市]（屋上防水シート破損） 等

○ 県有環境林等特別会計

区 分	主な実施箇所
県 有 環 境 林	丹波市(土砂流出) 等

② 民間施設等災害復旧事業

ア 文化財災害復旧事業

区 分	実施箇所
国指定文化財	史跡多田銀銅山遺跡[猪名川町]（石垣崩落）、 史跡円教寺境内[姫路市]（参道石積崩落）、 史跡赤穂城跡[赤穂市]（城壁、法面土砂の崩落） 等
県指定文化財	史跡天児屋鉄山跡[宍粟市]（石垣崩落） 等

イ 社会福祉施設等災害復旧事業

区 分	主な実施施設
老人福祉施設等	サンウエスト[三田市]（地下室への浸水） こうのとり荘[豊岡市]（ボイラー等設備故障） 等

ウ 鉄道施設災害復旧事業

区 分	主な実施施設
鉄道施設	京都丹後鉄道宮津線（法面崩壊）

5 被災他府県への支援

(1) 災害ボランティアの派遣（ボランティアバスの運行）

- 実施主体 ひょうごボランティアプラザ（県社会福祉協議会 内）
- 派 遣 先 岡山県総社市ほか
- 派遣期間 7月14日（土）～ ※今後ニーズを把握しながら随時派遣

(2) 被災地支援職員の派遣

区 分	災害マネジメント総括支援員	関西広域連合連絡員
派遣先	広島県呉市	岡山県庁
期 間	7月9日（月）～20日（金）	7月10日（火）～
人 数	2人	2人

(3) 保健師の派遣

避難所等での巡回健康相談等を実施するため、保健師を派遣

- 派遣先 広島県坂町
- 派遣期間 7月12日(木)～8月2日(木)

(4) 震災・学校支援チーム(EARTH)員の派遣

避難所運営や学校再開、児童生徒のこころのケアなどの支援にあたるため、EARTH員を派遣

- 派遣先 倉敷市の避難所となっている学校
- 派遣期間 7月13日(金)～

(5) 兵庫県警察災害派遣隊の特別派遣

区分	特別自動車警ら隊	特別機動捜査部隊
派遣先	岡山県内	岡山県内
期間	7月12日(木)～	7月21日(土)～
人数等	3車6人	2車8人

(6) 災害廃棄物の受け入れ

岡山県で発生した災害廃棄物について、県内7市及び大阪湾フェニックスセンターにおいて受入体制を整備

- 受入可能市 7市(神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、加古川市、宝塚市)
- 神戸市が岡山県総社市に作業車10台派遣

(7) 災害見舞金の贈呈

岡山県、広島県、愛媛県、福岡県に対して、災害見舞金を贈呈

(8) 義援金の募集

県内外の7月豪雨災害の被災者を支援するため、義援金を募集(配分方法等は兵庫県義援金募集委員会で決定)

- 募集期間 7月26日(木)～10月31日(水)
- 所得税・住民税等における寄付金控除の対象(予定)

Ⅱ 大阪府北部地震を踏まえた対策

1 ブロック塀等の安全対策

(1) 県有施設

建築基準法に抵触することが判明したブロック塀等について、安全対策（撤去・補修・再設置）を実施

区分	対策実施施設数
県立学校	75
警察施設	86
県営住宅	26
その他県有施設	65
合計	252

(2) 民間施設

- 補助対象 ①個人住宅
②幼稚園・保育所
③社会福祉施設（特養等）

（注）②③については、県が設置認可権を有する民間施設

中小企業・私立学校（小・中・高）については、既存制度（中小企業融資制度・私学振興協会貸付）を活用

<中小企業融資制度・設備投資資金(防災設備促進貸付)>

- ・貸付限度額 3億円
- ・貸付利率 0.70%
- ・貸付期間 10年以内（うち据置2年以内）

<私学振興協会・施設設備整備資金貸付>

- ・貸付限度額 3.5億円
- ・貸付利率 0.217%
- ・貸付期間 5年間

- 対象経費 ブロック塀等の撤去に要する経費
- 対象施設 一般の通行の用に供する道に面するブロック塀等で、以下のもの
- ・建築基準法の規定に適合していないもの
 - ・老朽化等により危険と市町が認めるもの等
- 負担割合 政令・中核市 公費2/3（国1/3、県1/9、市町2/9）、所有者1/3
その他市町 公費2/3（国1/3、県1/6、市町1/6）、所有者1/3
- 補助上限額 ①個人住宅 200千円
（公費2/3分）②幼稚園・保育所 900千円
③社会福祉施設（特養等）1,600千円
- 事業主体 市町

(参考1) 7月豪雨災害に対する関西広域連合による支援

○被災地支援派遣職員のパ遣

被災県	派遣元	派遣先	派遣日	派遣人数 (のべ人・日)	業務内容
岡山県	兵庫県	岡山県	7/10～	38	連絡員
		岡山県、倉敷市	7/13、19、20	12	教育支援
		倉敷市	7/13～17	10	家屋被害認定調査支援(コーディネーター)
			7/17～21	90	家屋被害認定調査支援(調査員)
			7/19～25	16	避難所運営支援
			7/12	1	避難者支援システム
	神戸市	倉敷市	7/17～21	20	家屋被害認定調査支援(調査員)
			7/19～25	16	避難所運営支援
	鳥取県	岡山県	7/8～	43	連絡員
		倉敷市	7/12～16	25	家屋被害認定調査支援(コーディネーター)
			7/17～22	20	家屋被害認定調査支援(調査員)
			7/19～22	24	避難所運営支援
	小計				315
広島県	滋賀県	広島県	7/10～	36	連絡員等
		坂町	7/14～	40	避難所運営支援
	大阪府	広島県	7/9～	41	連絡員
		坂町	7/12～	106	避難所運営支援
	大阪市	広島県	7/12～	12	連絡員
	堺市	広島県	7/12～	8	連絡員
		府中町	7/15～	12	連絡員
			7/17、19	4	家屋被害認定調査支援(調査員)
	和歌山県	広島県	7/11～	14	本部支援
		県内市町村	7/11～	70	避難所運営支援等
		坂町	7/17～	70	避難所運営支援
	兵庫県	呉市	7/9～20	25	災害マネジメント総括支援員等
小計				438	
愛媛県	奈良県	愛媛県	7/10～	44	連絡員
		宇和島市	7/13～	61	避難所運営支援
	徳島県	徳島県	7/8～	52	連絡員
		宇和島市	7/9～	65	災害マネジメント総括支援員等
			7/13～	64	避難所運営支援
小計				286	
高知県	徳島県	高知県	7/9～12	8	連絡員
小計				8	
				1,047	

※派遣元の府県に管内市町含む(但し政令市は除く)。

※7/19取り纏め。既に確定している予定を含む。

(参考2) 7月豪雨災害に対する国等による主な支援

区 分	支援内容	
1 被災者支援対策	住宅支援	①仮設住宅入居要件の緩和（大規模半壊以上→半壊以上） ②みなし仮設住宅（民間借上げ）の敷金を補助対象に追加
	生活支援 (減免・免除等)	①国税、地方税等における申告期限延長、納税猶予、減免 ②国民健康保険、後期高齢者医療制度の自己負担の免除(～10月) ③介護保険サービスの利用者負担の免除(～10月) ④国民年金保険料の納付免除(～H32年6月) ⑤保育料の利用者負担額の減免(市町毎の判断による) ⑥障害福祉サービス等に係る利用者負担額の減免(市町毎の判断による)
	子育て支援	①公立高等学校授業料減免の実施 ②私立学校生徒授業料軽減臨時特別補助の実施 ③高等学校就学支援金、高校生等奨学給付金の申請期間の延長 ④日本学生支援機構による緊急採用奨学金、減額返還・返還期限猶予、JASSO 支援金の受付 ⑤特別支援学校及び小中学校要保護児童生徒に対する就学援助の認定及び支給の弾力的な対応 ⑥スクールカウンセラーの緊急派遣
	その 他	①雇用保険制度の特別措置の実施（被災による一時的な離職者への失業給付の支給等） ②兵庫労働局・ハローワークによる特別相談窓口の設置 ③国民生活センターによる特別相談窓口の設置 ④各種免許(運転免許等)の有効期間・申請期間の延長等
2 中小企業対策	①日本政策金融公庫等による特別相談窓口の設置 ②日本政策金融公庫による災害復旧貸付の実施 ③セーフティネット保証4号の適用(別枠100%保証) ④兵庫労働局・ハローワークによる特別相談窓口の設置(被災に伴う休業手当に対する雇用調整助成金の利用等)	
3 農林水産業対策	①共済金の早期支払等(農業共済、森林保険、漁業共済・漁船保険) ②災害関連資金の特例措置(貸付当初5年間実質無利子化等) ③農業用ハウス等の導入支援(被災を機に作物転換や規模拡大に取り組む産地に対し資材導入費等を助成) ④営農再開に向けた支援(被災した集出荷施設等の補修助成)	

平成30年7月豪雨の被害等（7/23 12:00現在）

1 被害の状況等

(1) 人的被害

- ・死者 2名（宍粟市1名、猪名川町1名）
- ・重傷 2名（猪名川町2名）
- ・軽傷 9名（神戸市1名、西宮市2名、養父市1名、丹波市3名、篠山市1名、多可町1名）

(2) 住家被害

市 町 名	住家被害（棟）				
	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
神戸市		1	9	21	39
姫路市					5
洲本市		1	3		4
豊岡市			1	15	148
加古川市					8
西脇市				13	26
宝塚市			1		
三木市		2	2		5
小野市				1	4
三田市					2
加西市					3
篠山市					26
養父市		1		2	41
丹波市				18	287
南あわじ市					1
朝来市				4	59
淡路市	1				
宍粟市	2	2	3	6	68
加東市				6	8
たつの市				3	21
猪名川町					9
多可町				1	33
福崎町					1
神河町					2
上郡町					1
佐用町					4
香美町					2
計	3	7	19	90	807

(3) 避難所の開設・避難者の状況

37市町で最大822箇所の避難所を開設、2,481世帯、6,506人が避難
 (神戸市1箇所は開設中、他閉鎖済み)

【避難者の状況】

市町名	箇所数	世帯数	人数
神戸市	1箇所	3世帯	5人
計	1箇所	3世帯	5人

(4) 主な施設の被害状況等

ア 道路の規制 [7/23 (月) 9時現在]

- ・高速道路等 通行規制2箇所
- ・国管理道路 すべて解除済み
- ・県管理道路 通行規制18箇所

イ 土砂崩れ

30市町・515件、人的被害なし（宍粟市の1件を除く）

※うち、県立神戸鈴蘭台高等学校で、体育館北西部の法面が崩落し、土砂流出

7/9 (月) 学校再開したが、体育館は使用禁止。法面下の公園等被害区域は神戸市により立入禁止措置済

ウ 河川

宍粟市 (一) 道谷川 斜面崩壊による土砂が川に流入（人的被害なし）

◇土砂・流木撤去実施中

エ ダム

◇一庫ダム（独立行政法人水資源機構管理）で、異常洪水時防災操作実施（7/6 13:05～22:00）

◇引原ダム（県管理）で、異常洪水時防災操作実施（7/7 9:13～15:00）

オ 鉄道

運転休止区間なし

カ 水道（全て復旧済）

（県営水道施設）

県営水道（三田浄水場系：加東市、小野市、西脇市へ供給）が中国自動車道の法面崩落に伴い管路破断、復旧済み

◇船木・船津連絡管を活用し、船津浄水場からのバックアップ完了。小野市において水量が不足し、節水の呼びかけを実施、7/11午前3時復旧済み

（各市町水道施設）

6市（神戸市、三田市、養父市、丹波市、淡路市、宍粟市）で配水管破損等により137戸断水

キ 観光業

旅館、温泉街（有馬、城崎、湯村、洲本、宝塚、武田尾）に直接的な被害はなし。

JR特急の運休のため、城崎温泉などで一時宿泊キャンセルが発生（JR特急は12日より運転再開）

竹田城跡西登山道が崩落し、天空バス（山城の郷～中腹駐車場）が運休。（復旧には数ヶ月を要する見通し）※竹田城跡へは南登山道よりタクシー等で登城可能。

2 法適用の状況

(1) 災害救助法

適用日	適用市町 (15 市町)
7月5日	豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、上郡町、香美町
7月6日	姫路市、西脇市、丹波市、多可町、佐用町
7月7日	養父市、たつの市、市川町、神河町

(2) 被災者生活再建支援法

適用日	適用市 (1 市)
7月5日	宍粟市

<問い合わせ先>企画県民部災害対策課防災・危機管理班 078-362-9988 (内線 3140)

記者発表（資料配布）			
月日	発表者	問い合わせ先	
		電話番号	担当者
平成30年 7月23日（月） 15時00分	関西広域連合広域防災局 広域企画課 〔兵庫県企画県民部防災企画局 防災企画課広域企画室〕	078-362-9815 (内線 3829)	課長 中道 一義 課長補佐 中園 勝哉

平成30年7月豪雨の被害等について（第8報）

平成30年7月23日10時取りまとめ
※下線部は前回報告からの変更点

1 被害状況等

(1) 人的被害

(単位：人)

府県名	死亡	重傷	軽傷	その他	合計	備考
福井県						
三重県						
滋賀県	1				1	
京都府	5	1	6	1	13	避難中気分不良による救急搬送1
大阪府		2			2	
兵庫県	2	2	9		13	
奈良県	<u>1</u>				1	
和歌山県			1		1	
鳥取県						
徳島県						
合計	<u>9</u>	5	16	<u>1</u>	31	

(2) 住家被害

(単位：棟)

府県名	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	合計	備考
福井県			3		15	18	
三重県							
滋賀県					1	1	
京都府	<u>13</u>	<u>11</u>	<u>56</u>	<u>504</u>	<u>2,120</u>	<u>2,704</u>	
大阪府	1	1	<u>10</u>	<u>11</u>	31	<u>54</u>	
兵庫県	<u>3</u>	7	<u>19</u>	90	<u>807</u>	<u>926</u>	
奈良県			1	1	<u>19</u>	<u>21</u>	
和歌山県		2	1	47	192	242	
鳥取県			3	8	52	63	
徳島県			4	<u>5</u>	14	<u>23</u>	
合計	<u>17</u>	<u>21</u>	<u>97</u>	<u>666</u>	<u>3,251</u>	<u>4,052</u>	

(3) 停電の状況

全て復旧済

(4) 高速道路等の状況

通行止め区間なし

※「JARTIC」調べ

(5) 鉄道の状況

運転休止区間 宮津線 西舞鶴～宮津

※詳細別紙参照

2 避難等の状況

(単位：箇所、人)

府県名	避難所数		避難者数	
	現在	ピーク時	現在	ピーク時
福井県	0	91	0	406
三重県	0	※	0	※
滋賀県	0	57	0	※
京都府	3	※	12	※
大阪府	4	314	2	2,075
兵庫県	1	822	5	6,506
奈良県	0	89	0	111
和歌山県	2	※	0	※
鳥取県	1	206	0	※
徳島県	0	140	0	265
合計	11	1,719	19	9,363

※ 数が不明なもの

3 関西広域連合の対応

(1) 広域防災局の体制

5日 7:40 対策準備室（室長：広域防災局長）設置

6日 19:40 災害警戒本部（本部長：広域防災局長）設置

9日 9:00 災害対策支援本部（本部長：広域連合長）設置

(2) 構成団体・連携県の体制

団体名	構成団体・連携県の体制
福井県	5日 10:26 災害対策連絡室設置 13日 11:00 災害対策連絡室廃止
三重県	5日 21:14 災害対策本部設置 6日 20:40 災害対策本部廃止 7日 1:47 災害対策本部設置 8日 10:37 災害対策本部廃止
滋賀県	5日 7:40 災害警戒本部設置 12日 9:00 平成30年7月豪雨支援本部設置 12日16:15 災害警戒本部解散
京都府	大阪府北部地震に伴う災害対策本部設置中
大阪府	大阪府北部地震に伴う災害対策本部設置 9日 22:00 防災・危機管理指令部体制
兵庫県	5日 10:20 災害警戒本部設置

団体名	構成団体・連携県の体制
奈良県	6日 7:30 災害警戒本部設置 10日 9:00 災害警戒本部解散
和歌山県	警戒体制2号、水防配備態勢第1号解除
鳥取県	6日 19:40 災害対策本部設置 9日 10:00 災害対策本部解散（注意体制）
徳島県	6日 6:00 災害警戒本部設置 7日 21:00 災害対策連絡本部設置
京都市	大阪府北部地震に伴う災害対策本部設置中
大阪市	大阪府北部地震に伴う災害対策警戒本部設置中
堺市	5日 18:16 危機管理センター2号配備 6日 22:32 危機管理センター閉鎖
神戸市	5日 3:55 災害警戒本部設置
関西広域連合	6日 19:40 災害警戒本部設置 9日 9:00 災害対策支援本部設置

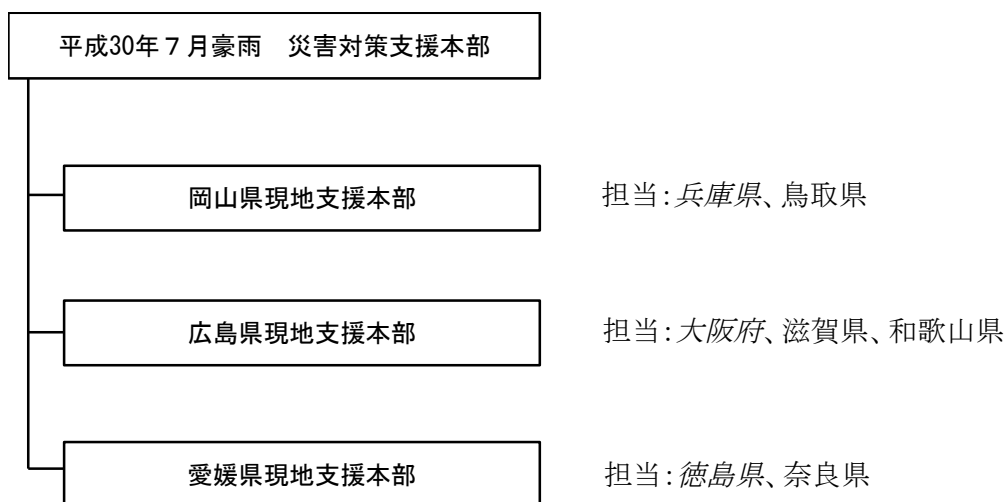
(3) 中国・四国地方への支援

① 支援体制

9日 16:00 災害対策支援調整会議を開催し、カウンターパート方式（構成団体ごとに担当する被災府県を決める方式）による支援を決定

被災県	応援府県
岡山県	兵庫県、鳥取県
広島県	大阪府、滋賀県、和歌山県
愛媛県	奈良県、徳島県

9日 17:00 現地支援本部（岡山県、広島県、愛媛県）を設置



※斜字は窓口府県

② 支援の状況

被災県	派遣元	派遣先	派遣日	派遣 人数 (のべ人・日)	業務内容	
岡山県	兵庫県	岡山県庁	7/10～	38	連絡員	
		岡山県庁、倉敷市	7/13、19、20	12	教育支援	
		倉敷市	7/13～17	10	家屋被害認定調査支援(コーディネーター)	
			7/17～21	90	家屋被害認定調査支援(調査員)	
			7/19～25	16	避難所運営支援	
	神戸市	倉敷市	7/12	1	避難者支援システム説明	
			7/17～21	20	家屋被害認定調査支援(調査員)	
	鳥取県	岡山県庁	倉敷市	7/19～25	16	避難所運営支援
				7/8～	43	連絡員
		倉敷市	7/12～16	25	家屋被害認定調査支援(コーディネーター)	
			7/17～22	20	家屋被害認定調査支援(調査員)	
		7/19～22	24	避難所運営支援		
小計				315		
広島県	滋賀県	広島県庁	7/10～	36	連絡員等	
		坂町	7/14～	40	避難所運営支援	
	大阪府	広島県庁	7/9～	41	連絡員	
		坂町	7/12～	106	避難所運営支援	
	大阪市	広島県庁	7/12～	12	連絡員	
	堺市	広島県庁	7/12～18	16	連絡員	
		府中町	7/19～	8	連絡員	
			7/17、19～20、23～24	8	り災証明発行に係る支援(家屋調査)	
	和歌山県	広島県庁	7/11～	14	本部支援	
		県内市町村	7/11～	70	避難所運営支援等	
		坂町	7/17～	70	避難所運営支援	
兵庫県	呉市	7/9～20	25	災害マネジメント総括支援員等		
小計				446		
愛媛県	奈良県	愛媛県庁	7/10～	44	連絡員	
		宇和島市	7/13～	61	避難所運営支援	
	徳島県	愛媛県庁	7/8～	52	連絡員	
		宇和島市	7/9～	65	災害マネジメント総括支援員等	
			7/13～	64	避難所運営支援	
小計				286		
高知県	徳島県	高知県庁	7/9～12	8	連絡員	
小計				8		
				1,055		

※派遣元の府県に管内市町含む（但し政令市は除く）。

※7/19取り纏め。既に確定している予定を含む。

【参考】

1 自衛隊への災害派遣要請状況（圏域内）

(1) 京都府

- ① 桂川久我橋付近（伏見区久我石原町）の越水の恐れのため、京都市からの要請を受け、6日01:10陸上自衛隊に災害派遣要請→水防活動を行ったが、07:05桂川水位低下のため撤収
- ② 桂川久我橋南側での水防活動のため、京都市からの要請を受け、18:35陸上自衛隊に災害派遣要請→約70名で水防活動を行ったが23:30任務完了のため撤収
- ③ 綾部市内の土砂崩れ（家屋2棟・5人埋没）の救助活動のため、7日06:10に陸上自衛隊に災害派遣要請→8日17:05 要救助者全員が救出・発見されたため撤収
- ④ 土砂崩れにより住人1人が行方不明となり、舞鶴市からの要請を受け、7日09:42海上自衛隊に災害派遣要請→12日10:12 行方不明者発見・判明に伴い撤収

(2) 兵庫県

- ① 宍粟市一宮町の土砂崩れによる倒壊家屋等での救助、連絡が取れない者1名（小原集落）等の安否確認のため、7日7:13に陸上自衛隊へ災害派遣要請→8日7:00から自衛隊43人が活動→8日17:45に陸上自衛隊へ災害派遣撤収要請

2 災害救助法の適用（圏域内）

(1) 適用状況

	適用市町	適用日	備考
京都府	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、京丹波町、伊根町、与謝野町	7月5日	災害救助法 施行令第1条 第1項第4号 適用
兵庫県	豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、上郡町、香美町	7月5日	
	姫路市、西脇市、丹波市、多可町、佐用町	7月6日	
	養父市、たつの市、市川町、神河町	7月7日	
鳥取県	鳥取市、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町	7月6日	

(2) これまでにとられた措置 避難所の設置等

3 被災者生活支援法の適用（圏域内）

	適用市町	適用日	備考
京都府	綾部市	7月5日	被災者生活 再建支援法 施行令第1条 第6号適用
兵庫県	宍粟市	7月5日	

4 人と防災未来センターによる支援（研究員の派遣）

派遣日	派遣先	研究員(人)	チーム体制(数)
7/9(月)	岡山県及び広島県、愛媛県	3	2
7/10(火)	岡山県及び広島県、愛媛県、倉敷市、岐阜県	6	4
7/11(水)	広島県、岐阜県	3	2
7/12(木)	広島県、愛媛県、岐阜県	5	3
7/13(金)	広島県、愛媛県、岐阜県	3	3
7/14(土)	愛媛県	3	1
7/15(日)	愛媛県及び広島県	2	1
7/16(月)	広島県及び岡山県	2	1
7/18(水)	広島県	<u>1</u>	<u>1</u>
7/20(金)	広島県及び岡山県	<u>4</u>	<u>2</u>
7/21(土)	広島県、愛媛県、岡山県	<u>4</u>	<u>3</u>
7/22(日)	広島県、愛媛県、岡山県	<u>4</u>	<u>3</u>
7/23(月)	広島県及び岡山県	<u>3</u>	<u>2</u>
7/24(火)	広島県及び岡山県	<u>3</u>	<u>2</u>
7/25(水)	広島県	<u>1</u>	<u>1</u>
計		<u>47</u>	<u>31</u>

【別 紙】 鉄道の状況

○鉄道関係(7月20日 12:00現在)

事業者名	線 名	運転休止区間	運転休止		運転再開		備考
西日本旅客鉄道	小浜線	小浜～東舞鶴	7/5	始発	7/9	始発	
西日本旅客鉄道	北陸線	近江塩津～米原	7/5	7:42	7/7	8:15	
西日本旅客鉄道	山陽新幹線	新大阪～小倉	7/7	始発	7/7	18:45	
西日本旅客鉄道	湖西線	近江舞子～近江塩津	7/5	11:05	7/7	6:29	
西日本旅客鉄道	湖西線	山科～近江舞子	7/5	21:45	7/7	6:29	
西日本旅客鉄道	福知山線	尼崎～宝塚	7/6	始発	7/6	14:30	
西日本旅客鉄道	福知山線	宝塚～新三田	7/5	11:45	7/7	18:15	
西日本旅客鉄道	福知山線	新三田～篠山口	7/5	19:22	7/8	19:09	
西日本旅客鉄道	福知山線	篠山口～福知山	7/5	19:46	7/9	17:00	
西日本旅客鉄道	加古川線	加古川～西脇市	7/5	16:42	7/8	18:00	
西日本旅客鉄道	加古川線	西脇市～谷川	7/5	20:16	7/9	5:16	
西日本旅客鉄道	姫新線	姫路～上月	7/5	19:24	7/8	18:00	
西日本旅客鉄道	東海道線	米原～野洲	7/6	始発	7/7	始発	
西日本旅客鉄道	東海道線	野洲～京都	7/6	始発	7/6	20:01	
西日本旅客鉄道	山陽線	神戸～西明石	7/6	14:01	7/6	21:20	
西日本旅客鉄道	山陽線	西明石～姫路	7/6	始発	7/6	14:30	
西日本旅客鉄道	山陽線	御着～姫路	7/6	20:50	7/7	15:56	
西日本旅客鉄道	山陽線	姫路～相生	7/6	始発	7/6	13:48	
西日本旅客鉄道	山陽線	網干～相生	7/7	2:21	7/8	5:36	
西日本旅客鉄道	山陽線	相生～上郡	7/6	始発	7/9	5:10	
西日本旅客鉄道	山陽線	兵庫～和田岬	7/6	始発	7/7	16:33	
西日本旅客鉄道	山陽線	上郡～和気	7/6	始発	7/10	5:29	
西日本旅客鉄道	山陰線	京都～園部	7/6	始発	7/7	11:23	
西日本旅客鉄道	山陰線	園部～福知山	7/5	19:53	7/10	始発	
西日本旅客鉄道	山陰線	福知山～和田山	7/5	14:58	7/12	始発	
西日本旅客鉄道	山陰線	和田山～豊岡	7/5	14:58	7/9	5:35	
西日本旅客鉄道	山陰線	豊岡～東浜	7/5	16:25	7/9	5:56	
西日本旅客鉄道	奈良線	全線	7/6	始発	7/7	15:10	
西日本旅客鉄道	赤穂線	相生～播州赤穂	7/6	始発	7/6	12:09	
西日本旅客鉄道	赤穂線	播州赤穂～備前福河	7/6	始発	7/8	5:35	
西日本旅客鉄道	草津線	草津～柘植	7/6	始発	7/7	5:05	
西日本旅客鉄道	関西線	亀山～加茂	7/6	始発	7/10	始発	
西日本旅客鉄道	関西線	加茂～JR難波	7/6	始発	7/7	15:08	
西日本旅客鉄道	播但線	寺前～和田山	7/5	17:19	7/11	17:01	
西日本旅客鉄道	播但線	姫路～寺前	7/5	21:10	7/8	19:59	

西日本旅客鉄道	舞鶴線	綾部～西舞鶴	7/5	17:36	7/14	始発	
西日本旅客鉄道	舞鶴線	西舞鶴～東舞鶴	7/5	17:36	7/19	始発	
西日本旅客鉄道	片町線	木津～京橋	7/6	始発	7/7	8:25	
西日本旅客鉄道	おおさか東線	久宝寺～放出	7/6	始発	7/7	15:39	
西日本旅客鉄道	和歌山線	王寺～五条	7/6	始発	7/7	15:39	
西日本旅客鉄道	和歌山線	五条～和歌山	7/6	始発	7/7	6:20	
西日本旅客鉄道	紀勢線	御坊～和歌山	7/6	始発	7/7	8:05	
西日本旅客鉄道	紀勢線	和歌山～和歌山市	7/6	始発	7/7	7:17	
西日本旅客鉄道	阪和線	天王寺～日根野	7/6	始発	7/7	13:52	
西日本旅客鉄道	阪和線	日根野～和歌山	7/6	始発	7/7	17:23	
西日本旅客鉄道	桜井線	全線	7/6	始発	7/7	15:15	
西日本旅客鉄道	環状線	全線	7/6	始発	7/6	6:30	
西日本旅客鉄道	関西空港線	全線	7/5	始発	7/7	12:50	
嵯峨野観光鉄道	嵯峨野観光線	全線	7/5	10:01	7/7	16:01	
阪急電鉄	宝塚線	梅田～雲雀丘花屋敷	7/6	13:32	7/6	18:10	
阪急電鉄	宝塚線	雲雀丘花屋敷～宝塚	7/6	始発	7/6	19:19	
阪急電鉄	今津北線	仁川～宝塚	7/6	始発	7/6	6:12	
阪急電鉄	今津線	全線	7/6	13:05	7/6	17:52	
阪急電鉄	箕面線	全線	7/6	13:28	7/6	18:21	
南海電鉄	高野線	汐見橋～岸里玉出	7/6	5:45	7/6	12:25	
南海電鉄	高野線	岸里玉出～橋本	7/6	5:45	7/6	13:00	
南海電鉄	高野線	橋本～高野下	7/6	5:45	7/6	13:34	
南海電鉄	高野線	高野下～極楽橋	7/6	5:45	7/6	17:00	
南海電鉄	南海本線	難波～樽井	7/6	5:45	7/6	10:55	
南海電鉄	南海本線	樽井～尾崎	7/6	5:45	7/6	10:55	
南海電鉄	南海本線	尾崎～みさき公園	7/6	始発	7/6	19:39	
南海電鉄	南海本線	みさき公園～和歌山市	7/6	始発	7/6	20:44	
南海電鉄	和歌山港線	全線	7/6	5:45	7/6	19:30	
南海電鉄	高師浜線	全線	7/6	5:45	7/6	12:18	
南海電鉄	空港線	全線	7/6	5:45	7/6	10:55	
南海電鉄	多奈川線	全線	7/6	5:45	7/6	20:30	
南海電鉄	加太線	全線	7/6	始発	7/6	19:50	
阪神電鉄	本線	尼崎～甲子園	7/5	22:20	7/6	始発	
神戸電鉄	粟生線	西鈴蘭台～押部谷	7/5	10:30	7/5	14:22	
神戸電鉄	粟生線	鈴蘭台～西鈴蘭台	7/5	21:00	7/8	始発	
神戸電鉄	粟生線	木津～粟生	7/6	始発	7/8	17:20	
神戸電鉄	粟生線	西鈴蘭台～木津	7/6	始発	7/9	15:52	
神戸電鉄	有馬線	谷上～有馬温泉	7/5	20:00	7/8	始発	
神戸電鉄	有馬線	湊川～谷川	7/6	21:00	7/8	始発	
神戸電鉄	三田線	有馬口～岡場	7/5	20:00	7/8	始発	
神戸電鉄	三田線	岡場～三田	7/6	始発	7/8	始発	
神戸電鉄	神戸高速線	新開地～湊川	7/5	21:00	7/8	始発	
神戸電鉄	公園都市線	横山～ウッディタウン中央	7/6	始発	7/8	始発	
叡山電鉄	叡山本線	修学院～八瀬比叡山口	7/6	11:20	7/7	19:03	
叡山電鉄	鞍馬線	宝ヶ池～二軒茶屋	7/5	21:30	7/7	19:03	
叡山電鉄	鞍馬線	二軒茶屋～鞍馬	7/5	15:00	7/8	始発	
WILLER TRAINS	宮津線	西舞鶴～宮津	7/5	15:37			丹後由良駅構内：土砂流入 栗田～宮津：道床流出、土砂流入、斜面崩壊、盛土崩壊・電柱傾斜・電柱倒壊 その他複数箇所土砂流入、斜面崩壊等あり
WILLER TRAINS	宮津線	宮津～豊岡	7/5	15:37	7/11	5:54	

WILLER TRAINS	宮福線	全線	7/5	16:29	7/13	10:17	
	智頭急行	智頭線	全線	7/5	17:00	7/6	15:18
近畿日本鉄道	信貴線	全線	7/6	始発	7/6	9:33	
近畿日本鉄道	生駒線	東山～王寺	7/6	5:36	7/7	7:26	
京阪電気鉄道	京津線	御陵～びわ湖浜大津	7/6	7:30	7/6	12:20	
京阪電気鉄道	石山坂本線	全線	7/6	7:30	7/6	12:20	
能勢電鉄	妙見線	川西能勢口～山下	7/6	13:30	7/6	18:30	
能勢電鉄	妙見線	山下～妙見口	7/6	7:10	7/7	15:00	
能勢電鉄	日生線	山下～日生中央	7/6	13:30	7/6	18:30	
北条鉄道	北条線	全線	7/6	始発	7/8	始発	
和歌山電鐵	貴志川線	全線	7/6	始発	7/6	21:03	
山陽電気鉄道	本線	山陽須磨～霞ヶ丘	7/6	14:20	7/8	12:30	
山陽電気鉄道	本線	東二見～大塩	7/7	12:30	7/7	18:03	

※ 近畿運輸局調べ